

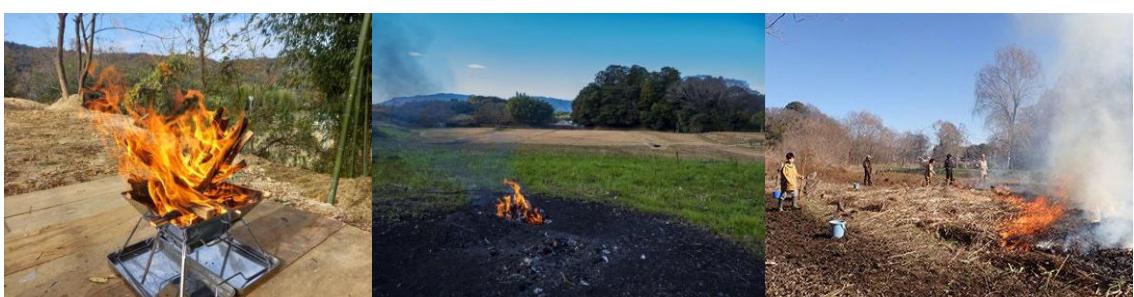
## たき火行為について

消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいうとされており、火災予防上の危険性に鑑みて、各種規制の対象となっています。

このため、火を使用する設備器具を用いない場合のほか、これらの設備器具を用いる場合であっても、その本来の使用方法によらない場合や、林野火災予防上の危険性の観点から、火を使用する設備器具を用いないで火をたく形態一般と同視し得る場合（例えば、こうした行為と形態が類似しており、こうした行為と同視し得る程度に炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合など）にも、たき火に該当するものと考えられます。

最終的には、個別具体的な判断が必要となるのですが、大まかには以下のようない整理が考えられます。

## たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



## たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）

